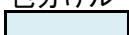




介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和6年4月施行版)
～美祢市～

A2	訪問型サービス(独自)
A6	
AF	

色分けルール

	⇒新設
	⇒変更
	⇒廃止

[脚注]

単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 1,176単位 (2)1週に2回程度の場合 2,349単位 (3)1週に2回を超える程度の場合 3,727単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		日割の場合	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		日割の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		日割の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割			123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 287単位 (2)短時間の身体介護が中心である場合 163単位	287	1回につき	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス		163	163	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1)1週に1回程度の場合 12単位減算 日割の場合 1単位減算 (2)1週に2回程度の場合 23単位減算 日割の場合 1単位減算 (3)1週に2回を超える程度の場合 37単位減算 日割の場合 1単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		-1	1日につき	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合 (1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合 3単位減算 (2)短時間の身体介護が中心である場合 2単位減算	-3	1回につき	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	10% 減算	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		15% 減算		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	15% 加算		
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II	(2)生活機能向上連携加算(II)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヘ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(I)	137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	(2)介護職員処遇改善加算(II)	100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)	55/1000 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	42/1000 加算		
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	24/1000 加算		

備考

- 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合において、利用頻度が1週に1回程度の場合、1月の中で4回まではロ(1)を算定し、5回以上の場合イ(1)を算定する。
- 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合において、利用頻度が1週に2回程度の場合、1月の中で8回まではロ(1)を算定し、9回以上の場合イ(2)を算定する。
- 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合において、利用頻度が1週に2回を超える程度の場合、1月の中で12回まではロ(1)を算定し、13回以上の場合イ(3)を算定する。
- ロについては、1月につき、イ(3)に掲げる単位数の範囲内で所定単位数を算定する。
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位			
	種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき			
A6	1112	通所型独自サービス11日割		1,798単位	日割の場合	59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援2	3,621	1月につき			
A6	1122	通所型独自サービス12日割		3,621単位	日割の場合	119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき			
A6	1123	通所型独自サービス22		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	447			
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	18	1月につき		
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1	1日につき		
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)事業対象者・要支援2		36	1月につき		
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1	1日につき		
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	4	1回につき		
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)事業対象者・要支援2	4	-4		
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	18	1月につき		
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1	1日につき		
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		(2)事業対象者・要支援2		36	1月につき		
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1	1日につき		
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	4	1回につき		
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			(2)事業対象者・要支援2	4	-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%	加算	1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%	加算	1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5%	加算	1回につき		
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)事業対象者・要支援1	376	1月につき		
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			(2)事業対象者・要支援2	752	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94	1回につき		
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47	単位減算	-47		
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100	単位加算	100		
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225	単位加算	225		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240	単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50	単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200	単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)		150	単位加算	150	
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)		160	単位加算	160	
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480	単位加算	480		
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ	テ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善		480	単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ			運動器機能向上及び口腔機能向上		480	単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅲ		栄養改善及び口腔機能向上		480	単位加算	480	
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅳ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		700	単位加算
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120	単位加算	120		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	単位加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	176	単位加算	176	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	単位加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ			事業対象者・要支援2	144	単位加算	144	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	単位加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ			事業対象者・要支援2	48	単位加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100	単位加算	100
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	単位加算	200
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			運動器機能向上加算を算定している場合		100	単位加算	100
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20	単位加算	20	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5	単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ラ 科学的介護推進体制加算		40	単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 59/1000	加算		
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 43/1000	加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 23/1000	加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 12/1000	加算		
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 10/1000	加算		
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の 11/1000	加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位				
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	定員超過の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59 単位		41	1日につき	
A6	8011	通所型独自サービス12・定超			事業対象者・要支援2		3,621 単位	2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超					119 単位	83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき	
A6	8013	通所型独自サービス22・定超			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447 単位	313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位				
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798 単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき	
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59 単位		41	1日につき	
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠			事業対象者・要支援2		3,621 単位	2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠					119 単位	83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436 単位		305	1回につき	
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠			事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで		447 単位	313	

備考

- 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。
- 事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。
- 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント費	イ 介護予防ケアマネジメント費	442 単位	442	1月につき
AF	2112	介護予防ケア・高齢者虐待防止未実施減算	事業対象者・要支援1・2	高齢者虐待防止措置未実施減算	4 単位減算 438 単位	438
AF	2113	介護予防ケア・業務継続計画未策定減算		業務継続計画未策定減算	4 単位減算 438 単位	438
AF	2114	介護予防ケア・高齢者虐待防止未実施減算・業務継続計画未策定減算		高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算	8 単位減算 434 単位	434
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300 単位加算	300
AF	6132	委託連携加算	ハ 委託連携加算		300 単位加算	300

※業務継続計画未策定減算については、令和7年4月1日から適用